

自衛消防訓練届出 記載マニュアル

消防署長 あて

年 月 日

所在地
事業所
代表者

自衛消防訓練の実施について (☐ 自主 ☐ 消防職員立会い)

今般、当 の消防計画に基づき、下記のとおり消防訓練を実施しますので通知します。

自 衛 消 防 訓 練 実 施 計 画 書			
事業所の所在地		府中町四丁目 1 0 - 1 6	防火管理者 消防一郎
事業所の名称		和泉市消防本部	訓練 担当者 消防二郎 連絡先 TEL0725-41-0119
実 施 日 時		令和〇年〇月〇日 10 時 00 分 ~ 11 時 30 分	
訓 練 場 所		和泉市消防本部 及び グラウンド	
訓 練 種 別		☒ 通報 ☒ 消火 ☒ 避難 ☐ 救護 ☐ 合同	
訓 練 参 加 者		自衛消防隊 名	その他の参加者 名 合計 名
訓練概要	火点及び延焼危険	調理中の鍋を掛け忘れ、1 階厨房より出火する。付近には、食材のダンボールやごみ等の燃焼物が多数あり。	
	発見及び通報方法	通りがかった職員 A が火煙を発見する。室内の電話で 1 1 9 番通報し、館内放送で火災発生を知らせる。	
	消 火 方 法	職員 A、職員 B は近くの消火器にて初期消火活動（模擬）を行うが、既に室内のダンボールに延焼しており消火できなかったので避難する。	
	避 難 誘 導 方 法	火災を知った職員 C、職員 D、職員 E はそれぞれ、予め決めていた場所で避難誘導を行う。エレベーターは使用せず、屋内階段及び屋外階段より避難するよう誘導する。職員 F はグラウンドで避難状況を確認し、消防隊に伝える。	
使 用 資 器 材		水消火器 5 本	
指 導 内 容 ※職員立ち会いのみ記入		☒ 消火器取扱 ☒ 消防用設備取扱 ☐ 防火映画 ☐ 防火講話 ☒ 講評 ☐ その他 ()	
備 考		訓練終了後に消火器取扱い訓練を行います。	

コメントの追加 [L1]: 自主で行うか、消防職員の立会いを希望するか決めて、チェックして下さい。

コメントの追加 [L7]: 実施する事業所の名称を記入して下さい。

コメントの追加 [L2]: 下記①参照

コメントの追加 [L3]: 下記②参照

コメントの追加 [L4]: 下記③参照

コメントの追加 [L5]: 下記④参照

コメントの追加 [L6]: 職員への要望箇所にチェックを入れてください。

注 1. 訓練種別及び指導内容、消防職員等の派遣の要否欄は、該当するものをチェックすること。

2. 訓練概要の記載については、別紙にて訓練計画書等の添付でも可とする。

※消防本部記入欄

- ☐ 雨天時は（☐決行、☐中止）とする。
中止時は 時 分までに ☐和泉消防署 0725-41-5176 に連絡してください。
☐中央消防署 0725-55-0119
- ☐ 消火器取扱訓練を行う場合、消防で用意する水消火器は 本
- ☐ 防火映画を上映する場合の必要資機材は、
☐プロジェクター ☐スクリーン ☐DVD（火災・地震）
- ☐ 梯子車の派遣要請 ☐有 （ L・TL ） ☐無
- ☐ 消防車両の停車位置について ☐有 ☐無
- ☐ 通報訓練について
（自 主）→ 実施する場合、模擬で行ってください。
※119番通報はお控えください。
（立ち会い）→ 使用する通報機器を教えてください。
☐固定電話
119番通報時、冒頭に必ず「訓練・訓練」と2回発声し、指令員に訓練である旨をお伝えください。
☐火災通報装置
音声テープが一度流れた時点で呼び返しますので対応してください。その後、必ず「訓練・訓練」と2回発声し、指令員に訓練である旨をお伝えください。
☐携帯電話・スマートフォン
119番通報をするのではなく、堺市消防局（072-238-0119）におかけください。
なお、繋がらない場合は、お手数ですが和泉市消防本部（0725-41-0119）のガイダンス番号「7」におかけください。冒頭に必ず「訓練・訓練」と2回発声し、指令員に訓練である旨をお伝えください。
☐模擬
- ☐ 消防設備等を使用する場合は設備業者へ連絡し、使用方法や復旧方法を確認してください。
- ☐ 災害等が発生すれば、急に行けなくなる場合がありますが、ご了承ください。

備 考

※プリントアウトする場合は両面印刷してください。

義 務	消防計画に基づき、自衛消防組織編成と消火・通報・避難訓練の実施 (消防法施行規則第3条第10項、消防法施行例第3条の2第2項)
目 的	訓練の目的は次の3点に集約されます。 ・ 確実な119番通報 ・ 消防隊が到着するまでのあいだ、消防用設備を使用しての初期消火、迅速かつ的確に避難及び人命保護 ・ 災害の拡大防止の措置 日頃から防災訓練を繰り返し行い、活動要領を身に付けることが大切です。そして、市民の皆様に防災意識を高めていただけます。
訓練種別	消火訓練 建物に設置してある消防用設備の設置場所、性能、使用方法を習得し、実際に使用します。(水消火器にての消火訓練を含みます) 避難訓練 避難用設備の設置場所、使用方法を確認するとともに、訓練想定に基づき避難誘導員を配置したり、放送設備を使用して避難者を秩序正しく迅速に誘導します。自力避難が困難な方は、適切な方法で安全な場所へ搬送します。 通報訓練 適切な119番への通報要領を習得します。 救護訓練 主に火災時における歩行困難な要救助者を応急担架等を作成し救出する際の担架救出要領、救出方法を習得します。 合同訓練 上記総合訓練等を消防隊と合同に行います。
実施時間	実施時間については、目的と内容を考慮すると最低1時間は確保していただきますようお願いします。(自主訓練については含みません)
① 火点及び延焼危険	訓練想定を考え、出火場所や延焼の危険性を記載する。
② 発見及び通報方法	どのように発見し、迅速且つ的確に通報するのかを記載します。
③ 消火活動	消火訓練を行う内容を明記します。想定の中の一連で行うのに使用する消防用設備名を明記し、どのように消火するのか、また、どのような内容で行うのかを記載する。 例 火点へABC消火器を持参し、模擬消火を実施する。

④避難誘導 避難経路及び避難場所、更に誘導方法を記載する。

- 備 考
- 1 年2回以上実施される事業所等については、管内に多数の事業所等が存在するため消防職員の派遣依頼につきましては、年1回とさせていただき、その他の実施については自主で実施していただきますようお願いします。
 - 2 自衛消防訓練計画書の届出については、実施日より2週間前までに提出してください。

以上が、届出用紙の記載方法となります。又、訓練の計画書を作成している場合は、届出用紙に添付して頂いても構いません。

作成例を下記のとおり記載しております。

訓練計画書作成マニュアル

消 防 訓 練 計 画 書

- 1 訓練の目的
- 火災などによる災害に備え、消防計画に基づき消防訓練を実施し、迅速且つ的確に避難、初期消火を行えるようになり、また、訓練を通じて従業員の防災意識を高めることを目的とする。
- 2 訓練日時
- 令和 〇年〇月〇日（〇曜日） 〇時〇〇分～〇時〇〇分
- 3 訓練参加者
- 従業員 男〇名 女〇名 担当者 〇〇 〇〇
- 4 訓練内容
- 避難訓練・通報訓練・消火訓練

勤務中の〇時〇〇分に A 棟 3 階喫煙室から火災発生、自動火災報知設備により火災発生を覚知すると同時に A が 1 1 9 番通報。

B は喫煙室の北側事務所にて勤務中であったため、付近に設置されていた消火器で初期消火（模擬）を試みるもすでに隣に設置されていたゴミ箱へ延焼しており、消火出来ず避難する。

社内にて勤務中の全従業員は屋外階段を利用して従業員用屋外駐車場に避難し、C が避難状況を確認しその旨を消防本部に連絡する。

想定訓練後、水消火器及び屋内消火栓を使用し消火訓練を実施する。

避難訓練詳細（担当者 C）

勤務場所	経 路	指揮者
3 階 1 号室	北側廊下→北側屋外階段	M
3 階 2 号室	西側廊下→北側屋外階段	N
3 階 3 号室	南側屋外階段	L

- ・ 2 階及び 1 階にて勤務者は中央階段より避難する。
- ・ エレベーターの使用を禁じ、非常口、屋外階段を使用するように徹底する。
- ・ 来客等を想定し来客に火災の発生を知らせ、従業員の指示に従うように指示する。
- ・ C は避難状況を確認し消防に連絡する、もし怪我をしている者がいれば併せて連絡する。

通報訓練詳細（担当者 A）

自動火災報知設備のベルが鳴り、すぐに受信機を確かめ、火災の有無を確認する。館内に大きな声で火災を知らせ、消防に所在地、会社名、出火場所（階数）、何が燃えているか、目標物、避難状況、危険物の有無、通報者氏名、電話番号を的確に通報する。

消火訓練詳細（担当者 B）

既設消火器を使用する。
慌てず、運搬しピンを抜き、ノズルを火元に向けにぎる。

屋内消火栓取扱訓練（担当者 B）

初めに屋内消火栓設置等の消防用設備の設置場所を全従業員が把握する。
屋内消火栓は消火ポンプを起動し、次にホース延長しバルブを開放、放水する。
注意点としてホース延長前にバルブは開かない。その他詳細な点については、消防職員の指示を仰ぐ。

水消火器取扱訓練（担当者 B）

消防本部の水消火器を5本借用し、3班に分かれて訓練を実施する。
使えると思っていても、いざという時に混乱するのでしっかりと指導を受ける。

5 備 考

避難通路、避難階段等に物を放置しないよう徹底する。
雨天の場合で中止等の連絡は、当日の朝9時00分までに和泉消防署または中央消防署に連絡する。
その他、消防職員が気づいた点の指導を仰ぐ。

消防訓練は、「義務」と「責務」です！

消防訓練の実施は、管理権原者の義務（消防法第8条第1項）や、防火管理者の責務（消防法施行令第3条の2）の中の消防計画を作成し、定期的に訓練を実施しなければなりません。
消防署の立ち会いがなくても消防訓練は実施できます。

《訓練種別と訓練回数》

種 別	内 容	訓練の回数	
		特定用途防火対象物	非特定用途防火対象物
消火訓練	消火器や屋内消火栓を使用した初期消火の訓練	年 2 回以上	消防計画に定めた回数
避難訓練	建物内に発災を知らせ、避難、誘導及び避難器具の訓練		
通報訓練	発災の確認後、建物内に周知し消防機関に通報する訓練	消防計画に定めた回数	

※必要な訓練の回数を消防計画に定めましょう。
※防火管理業務の不履行として刑事責任に問われることもありますので計画通りに実施しましょう。